

令和 2 年度

## 奈良市職員（職務経験者）採用試験案内

民間企業等での職務経験者を対象とした採用試験を次のとおり行います。

奈良市では、民間企業等での職務経験がある次のような人材を求めています。

- ◆奈良市の未知の魅力や可能性を掘り起こし、それを対外的に広めたり、前例のない課題に積極的に挑戦したりするなど、未来志向で改革の志を有する人
- ◆今までの職務経験で培われた能力や専門知識、経験を奈良市政に活かしたいという意欲のある人
- ◆コスト意識やサービス意識、柔軟な発想や行動力を有し、採用後、即戦力として活躍できる人
- ◆公務員としての現職経験をさらに活かして、奈良市政の発展に寄与できる人

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、試験内容や日程を一部変更する場合があります。

申込方法・申込受付期間

郵送（簡易書留）のみ 令和 2 年 7 月 29 日（水）～8 月 11 日（火）（必着）

※インターネット及び持参による受付はありません。

### Ⅰ 受験資格

職 種	採用予定 人数(程度)	年 齢	職務経験・資格・免許(令和 2 年 6 月 30 日現在)
一般事務職	5 人	昭和 57 年 4 月 2 日から 平成 5 年 4 月 1 日までに 生まれた人	学校教育法による大学、短期大学(注 3)、高等学校を卒業した人(一般技術職は、土木職・電気職・機械職・建築職のいずれかの専門課程)で、民間企業等における職務経験が平成 25 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間に 5 年以上ある人
一般技術職 (注 1)(注 2)	若干名		
社会福祉職	若干名		社会福祉法第 19 条に基づく社会福祉主事の任用資格(注 4)を持っている人で、民間企業等における職務経験が平成 25 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間に 5 年以上ある人
臨床心理士	若干名	昭和 57 年 4 月 2 日から 平成 2 年 4 月 1 日まで に生まれた人	臨床心理士又は公認心理師の資格を持っている人で、有資格者としての職務経験が平成 20 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間に 5 年以上ある人

<p>学芸員 (発掘調査員)</p>	<p>若干名</p>	<p>昭和 57 年 4 月 2 日から 平成 3 年 4 月 1 日まで に生まれた人</p>	<p>学校教育法による大学又は大学院の専門課程において歴史学、考古学その他これらに類する学科等の課程を卒業した人、または埋蔵文化財の調査について知識、経験、技能を有する人で、学芸員の資格を持っており、民間企業等における職務経験(発掘調査に関するものに限る。)が平成 25 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間に 5 年以上ある人</p>
------------------------	------------	--	--

※ 受験申込は、同時期に募集する他の試験案内も含めて一つの職種に限ります。複数の職種での受験はできません。

※ 試験の結果、適任者がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。

(注 1) 一般技術職は、土木職・電気職・機械職・建築職の4つの専門分野の募集を行います。申込時に土木職・電気職・機械職・建築職の中から専門分野を一つ選択いただく必要があります。申込時に選択された分野で第 2 次試験の専門試験を受験いただきます。

(注 2) 一般技術職では、測量士、技術士、建築士、各種施工管理技士などの資格を所持している人材を求めています。

(注 3) 「短期大学」には高等専門学校及び学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が 2 年以上であり、かつ、1,600 時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするものを含みます。

(注 4) [社会福祉主事の任用資格]

社会福祉主事の任用資格を有するには、次の((ア)～(ウ)の)いずれかに該当することを要します。

(ア) 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目のうち、学校教育法に基づく大学等において、3科目以上履修し、卒業すること。

(イ) 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。

(ウ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。

※厚生労働大臣の指定する科目等については、必ず厚生労働省ホームページ「社会福祉主事任用資格の取得方法」で確認してください。(http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi9.html)

○ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 奈良市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者(採用予定日において制限のない者を除く)

#### ◆職務経験の取扱いについて

- ① 受験資格に定める職務経験とは、雇用形態にかかわらず、一つの企業等に 1 週間当たり 29 時間以上の勤務したものを指します。
- ② 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員(奈良市の正職員は除く。)、自営業者等としての職務経験が該当します。
- ③ 平成 25 年 4 月 1 日(臨床心理士は平成 20 年 4 月 1 日)から令和 2 年 6 月 30 日までの期間外の職務経験は、受験資格に定める職務経験に算入できません。
- ④ 職務経験が複数ある場合は、1 月以上継続して勤務していた職務経験に限り算入できます。(同時期に複数の企業等に勤務していた場合は、いずれか一方のみを算入できます。)
- ⑤ 最終試験受験前に、職務経験に関する受験資格を証明するため、職歴証明書等の証明書類を提出する必要があります。(必要書類の取得及び提出が困難な場合は、事前に相談してください。)

### ◆職務経験の計算について

○ 年数は、勤務を開始した日(起算日)から翌年の起算日に相当する日の前日(応当日前日)までを1年として計算します。

(例1) H28.2.1~H30.1.31 → 2年

(例2) H26.9.7~H29.9.6 → 3年

○ 月数は、起算日から翌月の応当日前日までを1月として計算します。

(例1) H26.4.16~R2.3.15 → 5年11月

(例2) H28.5.19~H28.11.18 → 6月

※起算日が30日又は31日で、2月末日まで勤務していた場合は、2月末日を応当日前日とみなします。

(例) H27.7.31~H31.2.28 → 3年7月

○ 勤務を終了した月において、応当日前日より前に勤務が終了した場合は、その月の前月の応当日前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が30日になる場合は1月として計算します。

(例1) H27.10.30~H30.5.23…2年6月+24日 → 2年6月

(例2) H26.8.2~R1.5.31…4年9月+30日 → 4年10月

## 2 試験内容・試験日・試験会場等

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、試験内容や日程を変更する場合は、変更内容を連絡しますので、内容を確認して必要な対応を取るようになしてください。

	対象者	試験種類	試験日・試験会場	合格発表
第1次試験	受験者全員	書類選考	受験申込時の提出書類による選考	8月28日 (金) (予定)
第2次試験	合格者全員	個別面接	【日時】 令和2年9月上旬(予定) (集合時間等は、第1次試験合格者に通知します。) 【試験会場】 奈良市役所	9月中旬 (予定)
		SPI 性格検査	【日時】 第1次試験合格者について、受験依頼メールで指定した日から令和2年9月3日(木)(予定)までの期間のうち、受験者が選択する日時	
	一般技術職	専門試験	【日時】 令和2年9月5日(土)(予定) (集合時間等は、第1次試験合格者に通知します。) 【試験会場】 奈良市役所 【試験内容】 次ページの別表の出題分野等のとおり	
	学芸員 (発掘調査員)	専門試験 実技試験	【日時】 令和2年9月5日(土)(予定) (集合時間等は、第1次試験合格者に通知します。) 【試験会場】 奈良市役所 【試験内容】 埋蔵文化財業務に必要な専門的知識についての記述試験 遺物の実測試験	
第3次試験	合格者全員	個別面接	【日時】 令和2年9月下旬~10月上旬(予定) (集合時間等は、第2次試験合格者に通知します。) 【試験会場】 奈良市役所	10月上旬 (予定)

- (注 1) 受験票については、申込締切日以降に、申込者全員に対して申込時に同封された返信用封筒にて一齐に郵送します。
- (注 2) 合格発表について、可否にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。また、奈良市役所前掲示場に合格者の受験番号を掲示するとともに、ホームページ (<https://www.city.nara.lg.jp>) による発表を行います。また、合格者の最終確認は、通知書類もしくは市役所前掲示場での掲示のいずれかの方法で必ず行ってください。
- (注 3) 第 1 次試験の合格者には、SPI 性格検査の受験依頼メールが届きます。その指示に従い、自宅などで性格検査を受験してください。なお、合格通知が届いたにもかかわらず、受験依頼メールが届いていない場合は、8 月 31 日(月)の午後 1 時までには奈良市職員任用試験委員会に電話で問合せください。(この性格検査は、個別面接の参考資料とするために実施します。受験漏れがある場合は、受験辞退として取り扱いますので、注意してください。)
- (注 4) 奈良市役所が会場となる試験では、受験票を必ず持参してください。受験票がないと受験できません。
- (注 5) 各試験で指定された日時は変更することができません。いずれの試験も、欠席又は棄権した場合はそれ以降の試験を受験できません。
- (注 6) 第 2 次試験及び第 3 次試験の当日、災害等により試験開始時間が変更又は試験が延期される場合は、奈良市ホームページ (<https://www.city.nara.lg.jp>) においてお知らせします。

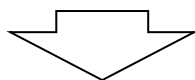
#### 別表(一般技術職の試験内容)

職種	出題分野、解答時間・方法等
一般技術職 (土木職)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、土木施工【120分・択一式、大学卒業程度】
一般技術職 (電気職)	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学【120分・択一式、大学卒業程度】
一般技術職 (機械職)	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作【120分・択一式、大学卒業程度】
一般技術職 (建築職)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工【120分・択一式、大学卒業程度】

### 3 受験手続

申込受付期間

**令和 2 年 7 月 29 日(水)～8 月 11 日(火) (必着)**



試験案内・試験申込書等の入手

(①～③のいずれかの方法で入手してください。)

**①直接入手**

【配布時間】

平日の午前 9 時～午後 5 時

【配布場所】

奈良市役所人事課、各出張所(西部、北部、東部)、各行政センター(月ヶ瀬、都祁)、市民サービスセンター

**②ホームページから入手**

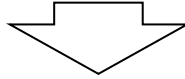
(申込受付期間中 24 時間入手可能)

奈良市ホームページの職員採用情報のページからダウンロードして **A4 サイズの用紙に印刷(片面)** してください。

**③郵送請求で入手**

(請求→受付→返送→入手に数日必要)

封筒の表の左下に「職務経験者用の受験用紙請求」と赤字で書き、140 円切手(1 部の場合)を貼った宛先と郵便番号を明記した返信用封筒(角形 2 号:長さ 33.2cm、幅 24.0cm 程度。折り曲げ可)を必ず同封してください。



### 提出書類の作成から郵送申込まで

①試験申込書(別紙等を含む。)に必要事項を記入

②職務経歴書に必要事項を記入

※学芸員のみ、埋蔵文化財発掘調査・活用  
事業従事歴を含む

※①～③の書類は、全て自筆すること(パソコン、ワープロ不可)

③受験票に必要事項を記入

④返信用封筒を2枚用意

(それぞれ84円切手を貼り、宛先と郵便番号を明記した長3号:長さ23.5cm 幅12cm程度。折り曲げ可)

(提出書類の記入方法の詳細は、10ページ以降の各書類の記載例をご覧ください。)

⑤①～④を封筒に封入し、表に「試験申込書類 職務経験者」と赤字で記入

⑥簡易書留で郵送(その他の送付方法で受領までの確認がとれない場合は、受付できないことがあります。)

【郵送先】〒630-8580 (奈良市役所の特定郵便番号のため住所記入不要)

奈良市職員任用試験委員会(奈良市役所人事課内)

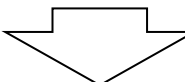
※ 記入された個人情報は、適正に管理します。なお、採用試験を行うに当たって必要と認められる情報については、個人情報の保護に十分留意した上で、当該情報を業務委託先に提供します。

また、最終合格を経て採用となった方については、人事管理上の職員情報として引き続き管理します。

**注 意** 次の場合は、受付できません。

- ・提出書類に記入漏れ(メールアドレスや本人署名欄など)や提出書類が足りていない等の不備がある。
- ・試験申込書、職務経歴書、受験票を自筆で記入していない。
- ・受験資格に該当していない。
- ・申込期限を過ぎている。
- ・返信用封筒が2枚同封されていない。それぞれに84円切手を貼っていない。

※ 試験申込書等の提出書類に不備があるときは、受付できませんので返送します。返送後に再申込(再送)できるように早めに手続をしてください。8月12日以後到着したもの(再申込を含む。)は、受付できませんので注意してください。



### 第1次試験(書類選考)

申込書類が受理された者には、受験票を返送いたしますので、各自の受験番号を確認してください。

※ 8月17日になっても受験票が届かない場合は、8月18日午後5時までに奈良市職員任用試験委員会に電話で問い合わせてください。

職 種	提 出 書 類	提 出 時 期
全職種	職歴証明書	第2次試験合格後から 第3次試験当日まで
	最終学校の卒業証明書	
社会福祉職	社会福祉主事の任用資格が確認できる書類(①～③のいずれか) ① 社会福祉主事任用資格証明書又は大学等の履修証明書 ② 社会福祉主事任用講習会受講修了証明書 ③ 社会福祉士・精神保健福祉士資格証のコピー等	
臨床心理士	臨床心理士又は公認心理師の資格登録証明書の写し	
学芸員	免許・資格の取得を証明する書類の写し	

#### 4 試験結果の開示

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の結果(総合順位、総合得点及び試験種別得点)について、各試験の合格発表の日から令和3年3月31日まで、奈良市個人情報保護条例に基づき、口頭により開示を請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、平日の午前9時から午後5時までの間に人事課(奈良市役所中央棟5階)へお越しください。電話等による請求は、できません。各試験種類においては、最低限必要な得点を「基準点」として定めている場合があります。その場合に、基準点に達しない試験が1つでも存在する受験者は、他の試験種類の成績にかかわらず不合格となります。

#### 5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、第3次試験合格発表日に作成する採用候補者名簿に登載し、令和3年4月に採用の予定です。ただし、欠員の状況等に応じて、それ以前にも、本人の同意を得た上で採用する場合があります。なお、受験資格である各種資格・免許の取得見込者については、資格・免許の取得等がなされた日以後に採用の予定です。
- (2) 最終合格者以外に、不合格者の成績上位者から繰上合格候補者を決定することがあります。最終合格者から採用辞退等が生じた場合は、繰上合格候補者の成績上位者から最終合格者への繰上補充を行います。
- (3) 採用候補者名簿は、原則として1年間有効です。
- (4) 受験資格に定める職務経験の証明ができなかった場合は、採用候補者名簿から抹消します。
- (5) 受験資格がないこと又は試験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

## 6 主な職務内容及び勤務条件

職 種	主な職務内容(基本的な勤務時間は、1週間当たり38時間45分です)
一般事務職	職務経験で培われた能力や専門知識を活かせる職場(市長事務部局、教育委員会その他の行政委員会事務局、議会事務局又は企業局(上下水道関係))において行政事務全般に従事します。
一般技術職 (土木職)	職務経験で培われた能力や専門知識を活かせる職場(市長事務部局又は企業局(上下水道関係))において道路、河川、上下水道等の公共事業に関する企画、設計、工事管理、監督等の土木に関する専門業務に従事します。
一般技術職 (電気職)	職務経験で培われた能力や専門知識を活かせる職場(市長事務部局又は企業局(上下水道関係))において公共建設物の設計、工事監督、維持管理、機械操作等の電気に関する専門業務に従事します。
一般技術職 (機械職)	職務経験で培われた能力や専門知識を活かせる職場(市長事務部局又は企業局(上下水道関係))において公共建設物の設計、工事監督、維持管理、機械操作等の機械に関する専門業務に従事します。
一般技術職 (建築職)	職務経験で培われた能力や専門知識を活かせる職場(市長事務部局又は企業局(上下水道関係))において公共建築物の設計、工事管理、監督及び建築基準法に基づく確認、検査、許可等に関する専門業務に従事します。
社会福祉職	職務経験で培われた能力や専門知識を活かした福祉の専門職として、生活保護関連業務(ケースワーカー・就労支援など)に従事します。 また、本人の適性等を考慮して、児童福祉、高齢者福祉、障がい福祉等の社会福祉分野において、生活支援や自立支援、相談援助、福祉政策の企画立案及び事業実施などの部署で従事する場合があります。
臨床心理士	職務経験で培われた能力や専門知識を活かせる職場(市長事務部局又は教育委員会事務局)において児童虐待の対応と防止のための業務や発達検査、発達相談、親へのカウンセリング等の業務に従事します。
学芸員 (発掘調査員)	職務経験で培われた能力や専門知識を活かせる職場(市長事務部局又は教育委員会事務局)において、発掘調査、保存管理、普及活用等の埋蔵文化財に関する業務その他文化財関係行政事務に従事します。

(注) 基本的な勤務時間は、1週間当たり38時間45分ですが、交代制勤務の場合もあります。

配属される部署によって、これら以外の業務に従事する場合があります。

## 7 給与

職 種	初任給 (地域手当含む)	備 考
一般事務職	231,220 円程度	年齢が 28 歳で、大学卒業後、経験年数が 6 年の場合
一般技術職	268,510 円程度	年齢が 33 歳で、大学卒業後、経験年数が 11 年の場合
社会福祉職	316,140 円程度	年齢が 38 歳で、大学卒業後、経験年数が 16 年の場合
臨床心理士	248,710 円程度	年齢が 33 歳で、大学院修了後、経験年数が 8 年の場合
学芸員 (発掘調査員)	231,220 円程度	年齢が 28 歳で、大学卒業後、経験年数が 6 年の場合

※ 上記の他に、期末・勤勉手当が支給され、通勤手当、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

※ 初任給は採用前の経歴等に応じ、一定の基準に基づいて決定されるので個人によって異なることがあります。

※ 採用前に給与条例等の改正があった場合は、改定後の規定による支給となります。

※ 市の財政健全化に資することを目的に、職責に応じて給料月額の見直しを行う場合があります。

## 8 FAQ

質 問	回 答
職歴証明書を提出できない場合はどうなりますか？	最終試験までに職歴証明書を提出できない場合は事前に連絡ください。提出する職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、勤務期間、1週間の勤務時間などの記載が必要です。詳しくは奈良市職員任用試験委員会まで問い合わせてください。なお、最終合格後に職歴証明書を提出できない場合は合格を取り消します。
面接の日程を変更することはできますか？	原則、どの試験も日程を変更することはできません。指定された日時に受験するようにしてください。ただし、現職の都合等で受験が困難な場合は可能な範囲で対応しますので奈良市職員任用試験委員会まで問い合わせてください。
職務経歴書の枠内に書ききれないときはどうしたらよいですか？	職務経歴書の記入欄の数が足りないときは、適宜複写し、合計何枚のうち何枚目かを記入して、クリップ留めしてから提出してください。
契約社員や派遣社員の経験年数の取扱いはどうしたらよいですか？	例えば6ヶ月ごとの雇用契約であった場合、企業・団体等に継続していた期間を経験年数として通算できます。
同じ企業・団体等で、雇用形態が変わった場合（契約社員から正社員など）の経験年数の取扱いはどうしたらよいですか？	週29時間以上の勤務であって、同じ企業・団体等に継続して勤務をしていれば、通算できます。
受験資格に該当する会社が倒産しているのですが、受験できますか？	受験資格を満たしていれば、受験は可能ですが、最終試験までに受験資格に定める職務経歴の証明のために、雇用期間と1週間の勤務時間などが分かる書類が必要になります。客観的な証明のできる書類（雇用保険受給資格者証等）を用意し、必ず奈良市職員任用試験委員会に問い合わせてください。
出向により、別の会社に勤務した期間は通算できますか？	職歴証明書により、元の会社に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の会社での職務経歴として通算できます。退職派遣など、一度退職しているような場合は通算できません。



会社名が変更(合併等も含む)になったが、継続して通算できますか？	会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。
身体に障がいがありますが、受験に際して配慮をしてもらえますか？	身体に障がい等があり、試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して配慮が必要な方は、必ず申込みの際に電話等で奈良市職員任用試験委員会に相談してください。
自営業の場合は、何を提出すればよいですか？	事業所の代表者名で作成する職歴証明書のほかに、営業時間・営業日、開業期間などを客観的に証明できる書類を用意し、奈良市職員任用試験委員会まで問い合わせてください。
前職の経験が活かされる配属となるのですか？	配属に当たっては、これまでに培ってきた知識、経験等を活かした職務に就いていただく予定です。しかし場合によっては、能力、適性、実績を活かして幅広い職務分野に就いていただくこともあります。

## 9 その他

申込みの宛先	〒630-8580 (奈良市役所の特定郵便番号のため住所記入不要) 奈良市職員任用試験委員会(奈良市役所人事課内)
問合せ先	奈良市職員任用試験委員会(奈良市役所人事課内) 奈良市二条大路南一丁目1番1号 電話 (0742) 34-4821 (直通)
インターネット	<a href="https://www.city.nara.lg.jp">https://www.city.nara.lg.jp</a> にて情報を提供していますが、メールによる採用試験案内・試験申込書の郵送依頼や試験に関する問合せには応じられません。

【試験申込書記載例】

【記入時の注意事項】

奈良市職員（職務経験者）採用試験申込書

職種	一般事務職
----	-------

※

ふりがな	なら さくらこ	年齢
氏名	奈良 桜子	(申込時)
生年月日	昭和 平成 60年4月2日生	35 満 歳

(写真を貼付)  
写真のない方は受付できません。  
※3ヶ月以内に撮影した上半身のものとします。  
(縦4cm、横3cm程度)  
裏面に職種、氏名を明記してください。

現住所(住所は、番地まで詳細に、マンション等の場合は〇〇号室まで記入してください。)

住所	郵便番号(630-8580) 奈良市二条大路南一丁目1-1
電話	(0742)-34-1111 / 携帯電話 090(0000)0000
メールアドレス(携帯電話用は不可)	saiyo@city.nara.lg.jp

学歴(最終学歴とその前の学歴等について記入してください。)

学校名	学部・課程名	在学期間	修学区分
高等学校名 奈良二条高等学校	普通科	平成13年4月から 平成16年3月まで	<input checked="" type="checkbox"/> 卒業(修了) <input type="checkbox"/> 中退(年)
大学名等 奈良市立大学	文学部 教育学科	平成 令和16年4月から 平成 令和20年3月まで	<input checked="" type="checkbox"/> 卒業(修了) <input type="checkbox"/> 中退(年) <input type="checkbox"/> その他( )
大学院名等		平成 令和 年 月から 平成 令和 年 月まで	<input type="checkbox"/> 卒業(修了) <input type="checkbox"/> 中退(年) <input type="checkbox"/> その他( )

資格・免許等(取得年月、名称及び認定機関を記入してください。)

資格・免許(□にチェック)	資格・免許の有無(□にチェック)	取得又は見込み年月
社会福祉主任任用資格	<input type="checkbox"/> 単位取得 <input type="checkbox"/> 講習会等 <input type="checkbox"/> 国家資格	平成 令和 年 月
臨床心理士資格	<input type="checkbox"/> 有(取得済) <input type="checkbox"/> 無(取得見込)	平成 令和 年 月
公認心理師資格	<input type="checkbox"/> 有(取得済) <input type="checkbox"/> 無(取得見込)	平成 令和 年 月
学芸員資格	<input type="checkbox"/> 有(取得済) <input type="checkbox"/> 無(取得見込)	平成 令和 年 月
(例) 運転免許証 〇年〇月取得 運転免許証(中型車)(平成24年5月取得)		

本人署名欄(この欄は、必ず黒インクのボールペン等(消せないものに限る。)を用いて自署してください。)

〇私は、①(日本国籍)②( )という在留資格を有しています。  
 〇私は、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当していません。  
 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 (2) 奈良市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
 (4) 日本国籍を有しない入国在留資格において就職等が制限されている者(採用予定日において制限のない者を除く)

令和 年 月 日

氏名(自署) 奈良 桜子

〈記入上の注意事項〉

- 日本国籍を有する人は①( )に「日本国籍」と記入し、日本国籍を有しない人は②( )に「永住者」、「特別永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」のうちいずれかを記入してください。(採用予定日における取得見込みを含む)
- 記入及び署名は、必ず自筆で行ってください。黒インクのボールペン等(消せないものに限る。)を用い、楷書で丁寧に記入してください。
- 記載事項に不正があると、本市職員として採用される資格を失うことがあります。
- ※印の欄は、記入しないでください。

【記入方法】

- 黒インクのボールペン等(消せないものに限る。)で必ず自筆してください。
- ※印の欄は、記入しないでください。
- 訂正するときは、二重線で消し、訂正印を押印してください。

【試験申込書】

<写真欄>

必ず写真を貼ってください。

<メールアドレス欄>

メールアドレスは、必ず記入してください。記入がない場合、受付できません。また、メールアドレスは正確に記入してください。メールアドレスに誤りがあると、試験を受験できません。

メールアドレスには、必ずパソコン・スマートフォン用のメールアドレスを使用してください(フリーメールも可)。携帯電話のメールアドレスを使用した場合、奈良市などからのメールが受信できず、試験の案内が届かない場合がありますので、十分注意してください。

プロバイダによっては、奈良市などからのメールが迷惑メールフォルダに分類されるなどして届かない場合があります。その場合は、該当するフォルダを確認するか、プロバイダに問い合わせてください。

<学歴欄>

①中退等で「卒業(修了)」にならない場合は、必ず高等学校名の欄に「卒業(修了)」した学校名を記入してください。

②専門課程の卒業が必要な職種の場合は、受験資格となる専門課程が分かるように記入してください。

<資格・免許欄>

職務に活かせる資格・免許等を記入してください。受験資格に資格・免許が必要な職種の場合は、必ず該当する部分をチェックして、取得年月を記入してください。

<国籍欄>

署名欄の下の注意事項をよく読んで、①欄か②欄のどちらかに該当する文言を必ず記入してください。

<署名欄>

日付は署名した日を記入し、署名欄に署名してください。

【試験申込書別紙】

<質問欄>

- ページありますが、両方の氏名欄に氏名を記入してください。
- 各質問に答えてください。文字数の指定はありませんが、必ず枠内に収まるように記入してください。
- 楷書で丁寧に記入してください。

【職務経歴書記載例】

【記入時の注意事項】

職務経歴書

※

氏名 奈良 桜子

最終学歴修了後から全ての職歴(受験資格を満たさない職歴も含む)を直近のものから順次記入してください。なお、「職務内容及び実務経験」欄の業務経験としては、どの業務において、どんな手法でどのような成果をあげたか、その業務にはどのような立場で臨んだかなどを具体的に記入してください。

(1枚のうち1枚目)

勤務先(部署・職名)	在職期間	職務内容及び実務経験
△△株式会社 (総務課 事務)	平成(令和) 元年5月1日 ~	<p>【職歴の通算について】 (例)一般事務職</p> <p>この例の場合、「〇〇株式会社」の職務経験が10年9ヶ月ありますが、平成25年4月1日から令和2年6月30日までの間でしか通算できませんので、通算できる年数は、5年9ヶ月となります。</p> <p>また、「□□株式会社」と「△△株式会社」の職務経験は同時期に勤務しており、いずれか一方のみしか算入はできません。</p> <p>よって、この場合の職務経験は、「〇〇株式会社」の5年9ヶ月と「△△株式会社」の1年2ヶ月となり、通算は6年11ヶ月となります。</p>
雇用形態(○で囲む)	平成・令和 (在職中)	
正社員、契約社員、派遣社員 その他( )	年月日 (1年2月間)	
□□株式会社 (総務課 事務)	平成(令和) 元年5月1日 ~	<p>この例の場合、「〇〇株式会社」の職務経験が10年9ヶ月ありますが、平成25年4月1日から令和2年6月30日までの間でしか通算できませんので、通算できる年数は、5年9ヶ月となります。</p> <p>また、「□□株式会社」と「△△株式会社」の職務経験は同時期に勤務しており、いずれか一方のみしか算入はできません。</p> <p>よって、この場合の職務経験は、「〇〇株式会社」の5年9ヶ月と「△△株式会社」の1年2ヶ月となり、通算は6年11ヶ月となります。</p>
雇用形態(○で囲む)	平成(令和)	
正社員、契約社員、派遣社員 その他(アルバイト)	2年4月15日 (年11月間)	
〇〇株式会社 (営業職)	平成(令和) 20年4月1日 ~	<p>この例の場合、「〇〇株式会社」の職務経験が10年9ヶ月ありますが、平成25年4月1日から令和2年6月30日までの間でしか通算できませんので、通算できる年数は、5年9ヶ月となります。</p> <p>また、「□□株式会社」と「△△株式会社」の職務経験は同時期に勤務しており、いずれか一方のみしか算入はできません。</p> <p>よって、この場合の職務経験は、「〇〇株式会社」の5年9ヶ月と「△△株式会社」の1年2ヶ月となり、通算は6年11ヶ月となります。</p>
雇用形態(○で囲む)	平成(令和)	
正社員、契約社員、派遣社員 その他( )	30年12月31日 (10年9月間)	
( )	平成・令和 年月日 ~	
雇用形態(○で囲む)	平成・令和	
正社員、契約社員、派遣社員 その他( )	年月日 (年月間)	
上記のうち受験資格に該当する経験年数を記入してください。 (受験資格に定める職務経験期間のうち、1週間当たり29時間以上の勤務を1月以上継続したもの)		通算 6年11ヶ月

※印の欄は記入しないでください。記入欄が不足する場合は、適宜複写し、クリップ留めしてから提出してください。

【記入方法】

- ①申込書に記入した最終学歴修了後からの全ての職歴(受験資格を満たさない職歴も含む)を直近のものから順次記入した上で、具体的な業務内容も記入してください。
- ②在職期間欄の( )の中には、年月数を記入してください。(3ページ「職務経験の計算について」参照)
- ③現在在職中の場合は、在職期間の終わりに年月日は記入せず『在職中』と記入し、年月数は令和2年6月30日現在で計算してください。
- ④通算期間は、受験資格に定める職務経験期間のうち、1週間当たり29時間以上の勤務を1月以上継続したもののみ通算してください。
- ⑤試験案内1~2ページ「1 受験資格」をよく読んで、職務経歴書を記入してください。
- ⑥記入欄が足りない場合は、適宜複写し、合計何枚のうち何枚目かを記入して、クリップ留めしてから提出してください。